

2018年1月

会員の皆様へ

株式会社ビューカード

ビューカード会員規約改定のご案内

拝啓

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

2018年3月17日より、会員規約を下記のとおり改定させていただきます。つきましては、誠にお手数ですがご高覧いただき、内容をご了承のうえ、引き続きご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

現行	改定後
<p>オートチャージに関する特約 第2条（オートチャージサービス） 「オートチャージ」とは、会員規約第1条に規定するクレジットカード（家族カードを含むこととし、以下本特約において「本カード」といいます。）のうち非接触ICチップを内蔵するカード（以下本特約において「Suica付カード」といいます。）又は本カードとリンクに関する特約第2条のリンク（以下本特約において「リンク」といいます。）をした「記名Suica（「電子マネー取扱規則」に規定する、「ICカード等」のうち記名されたものも含む。）」又は本カードにより会員登録されたモバイルSuica電話機等（以下「モバイルSuica電話機等」といいます。）におけるSF残額があらかじめ設定した金額（以下「実行判定金額」といいます。）以下の場合、東日本旅客鉄道株式会社（以下「JR東日本」といいます。）が別に定めるオートチャージ機能を有する自動改札機等を利用して入場する際に、本カードのクレジット機能により、あらかじめ設定した金額（以下「入金実行金額」といいます。）が自動的にチャージされることをいい、それにより提供されるサービスを本特約において「本サービス」といいます。</p>	<p>オートチャージに関する特約 第2条（オートチャージサービス） 「オートチャージ」とは、会員規約第1条に規定するクレジットカード（家族カードを含むこととし、以下本特約において「本カード」といいます。）のうち非接触ICチップを内蔵するカード（以下本特約において「Suica付カード」といいます。）又は本カードとリンクに関する特約第2条のリンク（以下本特約において「リンク」といいます。）をした「記名Suica（「電子マネー取扱規則」に規定する、「ICカード等」のうち記名されたものも含む。）」又は本カードにより会員登録されたモバイルSuica電話機等（以下「モバイルSuica電話機等」といいます。）におけるSF残額があらかじめ設定した金額（以下「実行判定金額」といいます。）以下の場合、東日本旅客鉄道株式会社（以下「JR東日本」といいます。）が別に定めるオートチャージ機能を有する自動改札機等を利用して入出場する際に、本カードのクレジット機能により、あらかじめ設定した金額（以下「入金実行金額」といいます。）が自動的にチャージされることをいい、それにより提供されるサービスを本特約において「本サービス」といいます。</p>

以上